

入札説明書

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び添付資料（以下「入札説明書等」という。）によるものとする。

なお、入札説明書等は、平成 18 年 1 月 26 日に公表した「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業の実施に関する方針」及び添付資料（以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問及び意見等への回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、入札説明書等と実施方針等に相違がある場合には、入札説明書等の規定が優先する。

また、入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。

1 公告日

平成 18 年 4 月 24 日（月）

2 支出負担行為担当官の所在地及び官職氏名

東京都千代田区隼町 4-2

支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 小池 裕

東京都千代田区霞が関 1-1-4

支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 金築 誠志

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

支出負担行為担当官 国土交通省関東地方整備局長 門松 武

※ 本件に関する入札等の一切の手続については、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長が行う。

3 事業概要

(1) 事業名

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業

(2) 対象公共施設及び入居予定官署

① 対象公共施設

庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条第 2 項に定める庁舎）

② 入居予定官署

東京地方裁判所立川支部（仮称）、東京家庭裁判所立川支部（仮称）、立川簡易裁判所及び立川検察審査会（仮称）

(3) 事業場所

東京都立川市「立川都市計画事業立川基地跡地関連地区土地区画整理事業」施行
地内仮換地街区番号 12 画地番号 4

(4) 事業内容

東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）は、
「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法
律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条に基づき選定された事業として、
開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とする新会社（以下
「事業者」という。）を設立し、事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、い
わゆる B T O（Build-Transfer-Operate）方式により、新たに整備する東京地家裁
立川支部（仮称）庁舎（以下「新庁舎」という。）の設計、建設及び工事監理等の
業務並びに新庁舎の完成、引渡し後の維持管理に関する業務を行う。

以下に主な業務の内容を示すが、詳細については、別添の「資料 1 東京地家裁
立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する基本計画」（以下「基本計画」とい
う。）「資料 2 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する要求水準
書」（以下「要求水準書」という。）及び「資料 4 東京地家裁立川支部（仮称）
庁舎整備等事業に関する事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」とい
う。）を参照のこと。

① 施設整備業務

事業者は、以下の新庁舎の設計、建設及び工事監理並びにこれらを実施する上
で必要な建築確認申請等の行政手続及び電波障害対策等を行う。

ア 設計業務（新庁舎整備における課題への適切な対応を図る設計）

イ 建設業務（新庁舎の効率的かつ効果的な整備を実現する建設工事）

ウ 工事監理業務（設定された品質を確実に実現するための新庁舎の建設工事に
係る工事監理）

② 維持管理業務

事業者は、完成、引渡し後の新庁舎において、以下の業務を行う。

ア 建築物点検保守・修繕業務（新庁舎の経年劣化を最小限に抑え、新庁舎の性
能を維持させるための建築物点検保守、修繕及び植栽管理を行う業務）

イ 建築設備運転監視業務（新庁舎の建築設備の各機器を効率的に稼働させ、そ
の状態監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検を行うための業務）

ウ 清掃業務（新庁舎の衛生的かつ快適な環境を保持するための日常及び定期清
掃並びに害虫防除を行う業務）

エ 警備・案内業務（新庁舎の警備並びに屋外駐車場管理及び来庁者等への庁舎
案内を行う業務）

(5) 提供される業務の要求水準

要求水準書によるものとする。

(6) 事業期間等

① 事業期間

事業契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

平成 18 年 4 月 24 日	入札公告
平成 18 年 4 月 25 日 ～平成 18 年 5 月 12 日	入札説明書等に関する全体 質問受付期間
平成 18 年 5 月 15 日 ～平成 18 年 6 月 26 日	新庁舎の運営に関する個別 質問受付期間
平成 18 年 5 月 15 日 ～平成 18 年 7 月 10 日	新庁舎の運営に関する個別 質問回答期間
平成 18 年 5 月 26 日	入札説明書等に関する全体 質問への回答公表
平成 18 年 4 月 25 日 ～平成 18 年 6 月 2 日	第一次審査資料の受付期間
平成 18 年 6 月 12 日	第一次審査結果の通知
平成 18 年 6 月 12 日 ～平成 18 年 6 月 21 日	競争参加資格がないと認め られた者に対する理由の説 明の受付期間
平成 18 年 6 月 13 日 ～平成 18 年 6 月 23 日	庁舎見学会
※庁舎見学会は、競争参加資格があると認められた者を対象とし、上記期間 のうち指定する日に行う。詳細については別途通知する。	
平成 18 年 6 月 30 日	競争参加資格がないと認め られた者に対する理由の回 答
平成 18 年 6 月 13 日 ～平成 18 年 6 月 26 日	入札説明書等に関する再全 体質問受付期間
平成 18 年 7 月 3 日	入札価格の基準金利設定日
平成 18 年 7 月 14 日	入札説明書等に関する再全 体質問への回答公表
平成 18 年 8 月 18 日	入札書及び第二次審査資料 の提出日
平成 18 年 9 月 中旬	第二次審査資料に関するヒ アリング
平成 18 年 10 月 10 日	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度の入札となった場合には以後の日程が変わることがある。	
平成 18 年 10 月	落札者との基本協定の締結
平成 18 年 12 月	事業者との事業契約の締結
平成 19 年 2 月 28 日	基準金利の確定日
平成 21 年 2 月 27 日	新庁舎の引渡し
平成 31 年 3 月 31 日	本事業の終了

(7) 事業期間終了後の措置

本事業が終了したときにおいて、要求水準書に示す条件を保持していなければならない。

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 入札参加者は、上記3(4)①及び②に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成される法人格の無い共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。なお、入札参加者は、コンソーシアムを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- ② コンソーシアムの構成員は、基本協定の締結後に会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立される事業者に出資を行うこと。なお、全ての構成員が事業者に出資することを要件とはしないが、代表企業は事業者には必ず出資することとし、かつ、事業者の株主は次の要件を満たすこと。
 - ア 代表企業及び株主である構成員により事業者の株主総会における全議決権の過半数を超える議決権が保有されており、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が議決権を保有する株主の中で最大とならないこと。
 - イ 事業者の株主は、原則として本事業が終了するまで事業者の株式を保有することとし、最高裁判所及び国土交通省（以下、両者を総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
 - ウ 代表企業又は出資者である構成員が経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）でないこと。
- ③ コンソーシアムの構成員は、上記3(4)①及び②に掲げる業務を事業者から直接受託し、又は請け負うこと。なお、コンソーシアムの構成員のうち一者が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、業務範囲を明確にした上で各業務をコンソーシアムの構成員の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできない（「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、当該企業との間に、会社法第2条第3号又は第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する親会社・子会社の関係がある場合又は当該企業の代表権若しくは業務執行権を有する取締役若しくは社員を兼ねている者がいる場合をいう。以下同じ。）。
- ④ 第一次審査結果の通知後において、コンソーシアムの代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業若しくは構成員の倒産又は社名変更等のやむを得ない事情が生じた場合には、第二次審査資料の提出日前までに限り、国はその事情を検討の上、変更の可否を決定する。
- ⑤ コンソーシアムの代表企業又は構成員のいずれかが、他のコンソーシアムの構成員でないこと。
- ⑥ コンソーシアムの代表企業又は構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他のコンソーシアムの代表企業及び構成員でないこと。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 構成員に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 上記3(4)①及び②に掲げる業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記②の再認定を受けた者を除く。）。
- ④ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）から東京高等裁判所管内において「建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」（平成13年8月7日施行。以下「最高裁判所措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと、かつ、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「関東地方整備局措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、最高裁判所措置要領別表第1及び関東地方整備局措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ、法令違反を根拠とするものでない場合は、この限りでない。
- ⑤ 最高裁判所が本事業に関する検討を委託したあずさ監査法人並びに当該監査法人の協力事務所である株式会社佐藤総合計画及び西村ときわ法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ⑥ 有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる構成員（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

- ① 裁判所の平成 17・18 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること、かつ、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成 17・18 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記①及び②を満たしている者であること。また、設計業務を分担する場合の業務分野の分類は次によるものとし、この他にインテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素に係るデザイン、その他独立した専門分野を追加することは差し支えないが、その場合は新たに追加する業務分野、当該業務分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にしておくこと。

ア 建築 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（昭和 54 年建設省告示 1206 号）における別表第 2 の「1 設計」（以下「別表」という。）における「(1)建築（総合）・基本設計」及び「(2)建築（総合）・実施設計」

イ 構造 別表における「(3)建築（構造）・基本設計」及び「(4)建築（構造）・実施設計」

ウ 電気設備 別表における「(5)電気設備・基本設計」及び「(6)電気設備・実施設計」。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

エ 機械設備 別表における「(7)給排水衛生設備・基本設計」から「(10)空調換気設備・実施設計」。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

オ 積算 別表における「(1)建築（総合）・基本設計」から「(4)建築（構造）・実施設計」に関する積算業務

- ④ 次に示す管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。また、上記③に示す業務分野以外の分野を追加する場合にあつては、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する、次の⑤、⑦及び⑨の要件を満たす各主任担当技術者を配置できること。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務

- イ 建築主任担当技術者については、別表における「(1)建築（総合）・基本設計」及び「(2)建築（総合）・実施設計」の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務
- ウ 構造主任担当技術者については、別表における「(3)建築（構造）・基本設計」及び「(4)建築（構造）・実施設計」の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務
- エ 電気設備主任担当技術者については、別表における「(5)電気設備・基本設計」及び「(6)電気設備・実施設計」の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。
- オ 機械設備主任担当技術者については、別表における「(7)給排水衛生設備・基本設計」から「(10)空調換気設備・実施設計」までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。
- カ 積算主任担当技術者については、別表における「(1)建築（総合）・基本設計」及び「(2)建築（総合）・実施設計」に関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務
- ⑤ 管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については、一級建築士であること。電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。
- ⑦ 次に示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。
- ア 平成8年4月1日以降に、次のエに示す業務（施設の建設工事の完成、引渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算の主任担当技術者は積算業務）に携わったものに限る。）に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者を配置できること。
- イ 上記アの実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつてはエa、電気設備主任担当技術者にあつてはエb、機械設備主任担当技術者にあつてはエcに示す各項目に該当する実績を有していること。また、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認める。
- ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記イの要件を満たしていること。

エ 実績要件

a 管理技術者，建築主任担当技術者，構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

(a) 建物用途 庁舎，事務所又は類似施設。なお，類似施設とは，事務室，会議室，研修室，人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。以下「事務室等」という。）の合計面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指す。また，複合用途建築物については，事務室等の合計面積が 8,000 m²以上を有しているものについては，同等の実績として認めることとする。

(b) 構造 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(c) 建築物の階数 地上 6 階地下 1 階建以上

(d) 建物規模 延べ面積 16,000 m²以上

b 電気設備主任担当技術者

(a) 建物用途 上記 a (a)による

(b) 建築物の階数 地上 3 階建以上

(c) 建物規模 上記 a (d)による

(d) 工事種目 電灯設備，受変電設備及び火災報知設備

c 機械設備主任担当技術者

(a) 建物用途 上記 a (a)による

(b) 建築物の階数 上記 b (b)による

(c) 建物規模 上記 a (d)による

(d) 工事種目 空気調和設備，給排水設備

⑧ 管理技術者及び各主任担当技術者については，実施設計完了までの間，原則として変更を認めない。ただし，長期入院，死亡，退職等極めて特別で，やむを得ないものとして国がその変更を承認した場合を除く。

⑨ 建築主任担当技術者の手持業務について，携わっている設計業務（工事監理業務を除く。本事業における設計業務の履行中に契約を予定しているものも含む。）が原則として 4 件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる構成員（以下「建設企業」という。）は，次の要件を満たすこと。

① 裁判所の平成 17・18 年度における建築一式工事，電気工事又は管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること，かつ，関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成 17・18 年度における建築工事，電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，所定の手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、裁判所の平成 17・18 年度における一般競争参加資格及び関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 17・18 年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点以上であること。）。

- ア 建築一式工事（裁判所） 1,200 点以上、
かつ、建築工事（関東地方整備局） 1,200 点以上
- イ 電気工事（裁判所） 1,100 点以上、
かつ、電気設備工事（関東地方整備局） 1,100 点以上
- ウ 管工事（裁判所） 1,100 点以上、
かつ、暖冷房衛生設備工事（関東地方整備局） 1,100 点以上

③ 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成 8 年 4 月 1 日以降に、次のアからウに掲げる基準を満たす新営工事（アにおいては、躯体、外装のほか、内装工事を含む一式工事、イ及びウにおいては、工事種目についてのシステム一式工事）を元請として施工し、完成、引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

また、複数の建設企業がア、イ又はウのそれぞれの工事を共同して行う場合にあつては、共同して行う各々の建設企業が当該施工実績を有すること。

なお、いずれの場合にあつても、当該施工実績が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省官技第 15 号）別記様式第 1 及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和 54 年 6 月 22 日付け建設省営監第 13 号）別記様式第 1 の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 92 号）第 5 第 2 項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 87 号、国営技第 33 号）第 5 第 2 項に規定する工事成績評定表の評定点合計が 65 点未満のものを除くものとする。

- ア 建築一式工事（裁判所）又は建築工事（関東地方整備局）
 - a 建物用途 上記(3)⑦エ a (a)による
 - b 構造 上記(3)⑦エ a (b)による
 - c 建築物の階数 上記(3)⑦エ a (c)による
 - d 建物規模 上記(3)⑦エ a (d)による
- イ 電気工事（裁判所）又は電気設備工事（関東地方整備局）
 - a 建物用途 上記(3)⑦エ a (a)による
 - b 建築物の階数 上記(3)⑦エ b (b)による
 - c 建物規模 上記(3)⑦エ a (d)による

d 工事種目 電灯設備，受変電設備及び火災報知設備（ただし，電灯設備，受変電設備及び火災報知設備が別々の工事の実績でもよいが，それぞれ a～c の条件を満たす工事とする。）

ウ 管工事（裁判所）又は暖冷房衛生設備工事（関東地方整備局）

a 建物用途 上記(3)⑦エ a (a)による

b 建築物の階数 上記(3)⑦エ b (b)による

c 建物規模 上記(3)⑦エ a (d)による

d 工事種目 空気調和設備，給排水設備（ただし，空気調和設備と給排水設備が別々の工事の実績でもよいが，それぞれ a～c の条件を満たす工事とする。）

④ 次のアからウの各工事に携わる建設企業は，それぞれアからウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。また，第一次審査資料提出時点において，監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが，いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお，複数の建設企業がア，イ又はウの工事を共同して行う場合にあっては，そのうち 1 者が当該技術者を配置できること。

ア 建築一式工事（裁判所）又は建築工事（関東地方整備局）

a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお，「これと同等以上の資格を有する者」とは，一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成 8 年 4 月 1 日以降に，上記③アの基準を満たす新営工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては，監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること（「これに準ずる者」とは，平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて，平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者のうち，監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。以下同じ。）。

イ 電気工事（裁判所）又は電気設備工事（関東地方整備局）

a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお，「これと同等以上の資格を有する者」とは，技術士（電気電子部門，建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成 8 年 4 月 1 日以降に，上記③イの基準を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を元請として施工した経験

を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 管工事（裁判所）又は暖冷房衛生設備工事（関東地方整備局）

a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成8年4月1日以降に、上記③ウの基準を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑤ 監理技術者又は主任技術者については、新庁舎の完成、引渡しまでの間、原則として変更を認めない。ただし、長期入院、死亡、退職等極めて特別で、やむを得ないものとして国がその変更を承認した場合を除く。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる構成員（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

① 裁判所の平成17・18年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること、かつ、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成17・18年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

- ④ 次に示す業務を実施する工事監理者及び各担当主任技術者（監理）を配置できること。なお、各担当主任技術者（監理）の分担する業務内容は、次にに関する業務を総括して工事監理者を補助する業務とする。
- ア 工事監理者については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に規定する業務及び統括に関する業務
 - イ 建築担当主任技術者（監理）、構造担当主任技術者（監理）については、別表における「(2)建築（総合）・実施設計」及び「(4)建築（構造）・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理
 - ウ 電気設備担当主任技術者（監理）については、別表における「(6)電気設備・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。
 - エ 機械設備担当主任技術者（監理）については、別表における「(8)給排水衛生設備・実施設計」及び「(10)空調換気設備・実施設計」に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表における「(6)電気設備・実施設計」におけるエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。
- ⑤ 工事監理者、建築担当主任技術者（監理）、構造担当主任技術者（監理）、電気設備担当主任技術者（監理）及び機械設備担当主任技術者（監理）は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥ 工事監理者、建築担当主任技術者（監理）、構造担当主任技術者（監理）、電気設備担当主任技術者（監理）及び機械設備担当主任技術者（監理）は、平成 8 年 4 月 1 日以降に、完成、引渡し完了した次の要件を満たす工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第 5 条の 4 第 2 項に規定する工事監理者としての実績であること。なお、各担当主任技術者（監理）のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各担当主任技術者（監理）の兼務はいずれも認めない。また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各担当主任技術者（監理）を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていること。
- ア 工事監理者並びに建築担当主任技術者（監理）及び構造担当主任技術者（監理）については、上記(4)③アの要件を満たす新営工事の工事監理実績を有する者であること。また、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、給排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこととし、建築担当主任技術者（監理）及び構造担当主任技術者（監理）については、躯体、外装及び内装を含むこと。
 - イ 電気設備担当主任技術者（監理）については、上記(4)③イに示す要件を満たす工事の工事監理実績を有する者であること。
 - ウ 機械設備担当主任技術者（監理）については、上記(4)③ウに示す要件を満たす工事の工事監理実績を有する者であること。

- ⑦ 工事監理者又は各担当主任技術者（監理）については、新庁舎の完成、引渡しまでの間、原則として変更を認めない。ただし、長期入院、死亡、退職等極めて特別で、やむを得ないものとして国がその変更を承認した場合を除く。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

- ① 維持管理業務に携わる構成員（以下「維持管理企業」という。）は、平成16・17・18年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「関東・甲信越」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- ② 警備業務を実施する維持管理企業においては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有すること。
- ③ 複数の維持管理企業が上記②の警備業務を共同して行う場合にあっては、共同して行う各々の維持管理企業が上記①及び②の要件を満たすこと。

5 担当部局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係 田中 大光

電話 03-3264-8111（内線3513）

6 競争参加資格要件の確認（第一次審査）等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、経理局長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、上記3(4)①及び②に掲げる業務に携わる企業として明らかにする者のうち、上記4の(2)②、(3)①、(4)①、(5)①又は(6)①の認定等を受けていない企業を含む場合においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、上記4の(1)⑤及び⑥並びに上記4(2)の①及び③から⑥までに掲げる要件を満たしており、かつ、上記4の(3)①、(4)①、(5)①又は(6)①の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ上記4の(3)②から⑨まで、(4)②から⑤まで、(5)②から⑦まで又は(6)②から③までに掲げる要件を満たしているときは、開札の時において当該企業が上記4の(2)②、(3)①、(4)①、(5)①又は(6)①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本件入札に参加することができない。

- ① 提出期間 平成18年4月25日（火）から平成18年6月2日（金）までの
午前9時30分から午後5時まで

ただし、裁判所の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 93 号）第 1 条に規定する裁判所の休日を除く毎日とし、正午から午後 1 時までの間を除くものとする。以下同じ。

② 提出場所 上記 5 に同じ。

③ 提出方法 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 参加表明書等は、別添の「別紙 4 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業提出書類の記載要領」及び「別紙 5 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業様式集」（以下、これらを総称して「様式集」という。）に定めるところに従い作成すること。

(3) 上記 4 (4)③の同種工事の施工実績及び上記 4 (4)④の配置予定の監理技術者又は主任技術者の同種工事の経験確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定（「1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。以下「政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 18 年 6 月 12 日（月）までに通知する。

(5) 競争参加資格確認後は、コンソーシアムの代表企業の変更、構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、入札書及び第二次審査資料の提出日までに構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更をしようとするコンソーシアムにあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得なければならない。その場合、構成員の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更後において、上記 4 に掲げるところに従い、競争参加資格を有することが確認できることを条件とする。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を様式集に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された参加表明書等は、落札者の決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却する。

④ 上記 (5)ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、様式集を熟読し、脱漏、不備等がないよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先 上記 5 に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、経理局長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 平成 18 年 6 月 21 日（水）午後 5 時
- ② 提出場所 上記 5 に同じ。
- ③ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 経理局長は、上記(1)の説明を求められたときは、平成 18 年 6 月 30 日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書等に関する質問及び既存庁舎等見学会

(1) 入札説明書等に関する全体質問

入札説明書等に関する質問（実施方針等に記載があつて入札説明書等に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

- ① 提出期間 平成 18 年 4 月 25 日（火）から平成 18 年 5 月 12 日（金）までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- ② 提出方法 質問書は電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールで送信するか、3.5 インチフロッピーディスク又は CD-R に保存して持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）することにより提出することとし、電送によるものは受け付けない。また、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

なお、電子メールで送信する場合は、1 メールにつき添付ファイルが 1 MB 未満となるように留意すること。

- ③ 提出場所 電子メールで送信する場合は、電子メールアドレス（FJP64415@nifty.com）に送信することとし、持参又は郵送する場合は上記 5 に同じ。

(2) 入札説明書等に関する全体質問への回答

上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する他、最高裁判所のホームページ（http://www.courts.go.jp/tyotatu/kozi_kohyo/index.html）に掲載する。

- ① 閲覧期間 平成 18 年 5 月 26 日（金）から平成 18 年 8 月 17 日（木）までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- ② 閲覧場所 上記 5 に同じ。

(3) 庁舎見学会の開催

上記 6 において、競争参加資格があると認められた者を対象として、横浜地方・簡易裁判所庁舎及び奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎の見学会を開催する。なお、

見学会の日時等については別途通知するが、当該庁に直接連絡することのないよう留意すること。

① 開催期間 平成18年6月13日(火)から平成18年6月23日(金)の間で、別途通知する日時

② 開催場所 横浜地方・簡易裁判所庁舎
住所 神奈川県横浜市中区日本大通9

奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎
住所 奈良県奈良市登大路町35

(4) 新庁舎の運営に関する個別質問

事業計画の策定に関して新庁舎の運営に関する質問がある場合には、様式集及び別添の「別紙1 東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業 個別質問回答手続」に従い質問書を提出すること。

① 提出期間 平成18年5月15日(月)から平成18年6月26日(月)までの午前9時30分から午後5時まで

② 提出方法 様式集に定めるところに従い、質問内容を記録した電子ファイルを電子メールで送信し、提出者が着信確認を行うこと。なお、1メールにつき添付ファイルが1MB未満となるように留意すること。

③ 提出場所 上記(1)③に同じ。

(5) 新庁舎の運営に関する個別質問への回答

上記(4)の個別質問に対する回答は、質問提出者のみに回答することとし、質問内容及びその回答については公表しない。なお、回答時期については、質問の提出を受けてから最長2週間以内に回答するものとし、質問提出者の連絡先に電子メールにより回答する。

(6) 入札説明書等に関する再全体質問

上記(2)の回答に対する再質問(横浜地方・簡易裁判所庁舎及び奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎を見学したことによる質問を含む。)がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

① 提出期間 平成18年6月13日(火)から平成18年6月26日(月)までの午前9時30分から午後5時まで

② 提出方法 上記(1)②に同じ。

③ 提出場所 上記(1)③に同じ。

(7) 再全体質問に対する回答

上記(6)の再全体質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する他、上記(2)の最高裁判所のホームページに掲載する。

① 閲覧期間 平成18年7月14日(金)から平成18年8月17日(木)までの午前9時30分から午後5時まで

② 閲覧場所 上記5に同じ。

9 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を次に従い提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本件入札に参加することができない。

- (1) 提出日時 平成 18 年 8 月 18 日（金）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、郵送による提出の受領期限は、平成 18 年 8 月 17 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出場所 上記 5 に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は認めない。

10 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、入札説明書等、入札説明書等に関する全体質問に対する回答、入札説明書等に関する再全体質問に対する回答を熟読の上、入札書を提出すること。
- ② 入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着）すること。電送による入札は認めない。
- ③ 入札書は、様式集に従い作成し、封かんの上、入札参加者の氏名（コンソーシアム名及び代表企業名）を表記し、入札公告に示した時刻内に提出すること。
- ④ 郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、経理局長あての親展で提出すること。
- ⑤ 入札公告に示した時刻までに到着しなかった上記④の入札書は、無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するに当たっては、経理局長により競争参加資格のあることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑦ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、上記⑥と同様に、委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、申し出るものとする。

- ① 入札執行前には、様式集に定める入札辞退届を上記5の場所に直接持参し、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- ③ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、別添の「別紙2 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 入札価格の算定方法」を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、経理局長が指定する日時に行う。

11 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、様式集に従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 第二次審査資料における著作権等の取扱い

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 国が本事業に関して提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、当該資料の変更はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 事業契約に基づいて事業者が実施する新庁舎の施設整備業務の履行を確保するために、施設整備業務の着手日（事業契約の締結後、事業者が施設整備業務の実施に係る契約を締結する最初の日）から新庁舎の引渡日までの期間にわたり、施設整備業務の実施に要する設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、以下のような方法による保証を求めることとする。

① 保証金の納付

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する者との間で締結する施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が国の指定する金融機関（保管金取扱店：最高裁判所においては、日本銀行有楽町代理店（東京三菱銀行京橋支店）及び関東地方整備局においては、日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））に現金を払い込み、当該金融機関が発行する保管金領収証書を国に提出するものとする。

② 保証金に代る担保となる有価証券等の提供

事業契約の締結後速やかに、事業者と施設整備業務を実施する企業との間で締結する施設整備業務の実施に係る契約の締結日に、事業者が国に差し入れるものとする。

- ③ 施設整備業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号第2条第4項）に規定する保証事業会社をいう。）の保証

事業契約の締結後速やかに、事業者が金融機関と保証委託契約を締結し、国に保証証書を差し入れるものとする。

- ④ 施設整備業務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
国又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を国に提出する。なお、事業者を

被保険者とする履行保証保険契約が施設整備業務を実施する者により締結される場合は、事業者の負担によりその保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定する。

13 開札

- (1) 日時 平成 18 年 10 月 10 日（火）午前 10 時
- (2) 場所 〒102-8651 東京都千代田区隼町 4-2
最高裁判所事務北棟 1 階入札室
- (3) その他 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、原則として落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、上記 6 により経理局長から競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに上記 4 に掲げる資格を失った者又は開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された代表企業以外の者のした入札
- (4) 参加表明書等その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (10) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項、予決令第 91 条第 2 項）により事業者を選定する。

また、本事業は、政府調達協定の対象であり、落札者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）が適用される。

(2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定にあたり、P F I 法第 8 条に定める客観的な評価を行うため、最高裁判所が平成 17 年 11 月 18 日付けで設置した「東京地家裁立川支部（仮称）庁

舎整備等事業有識者等委員会」(以下「有識者等委員会」という。)において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国は、有識者等委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を決定する。

なお、有識者等委員会の委員構成は以下のとおりである(50音順)。

委員長 安藤 正雄(千葉大学工学部デザイン工学科教授)
委員 木村 琢磨(千葉大学大学院専門法務研究科助教授)
原 早苗(埼玉大学経済学部非常勤講師)
松本 忠(元最高裁判所事務総局経理局営繕課長)
光多 長温(鳥取大学地域学部教授)
野城 智也(東京大学生産技術研究所教授)

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により落札者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書等に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書等に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格があると認められた入札参加希望者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者が策定した本事業の計画の提案内容を評価するものであり、別添の「別紙3 東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業 事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

国は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不合格とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。この場合、ヒアリングの日時は別途通知する。

③ 開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の変更を行った上で、再度入札を行う。

④ 総合評価

- ア 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業計画」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、次のイによって得られる基礎点と加算点の合計である評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- イ 入札参加者からの事業計画を選定基準に基づき審査する。ただし、事業計画に要求範囲外の提案が記載されていた場合には、その部分は審査の対象としない。
- a 事業計画が要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業計画がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合若しくは記載のない場合は不合格とする。なお、合格とされた入札参加者については、基礎点を付与する。
- b 事業計画事項のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れているものについては、その程度に応じて加算点を付与する。評価項目は、周辺環境との調和が図られた裁判所庁舎にふさわしい外部空間、質の高い司法サービスを提供するために最適な内部空間、事業期間終了後においても最適な維持管理を継続できるような維持管理の方法、事業期間にわたり責任ある対応を継続できる事業主体の4項目とする。
- ウ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び最高裁判所のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者との間で次の16に掲げる基本協定を締結した後に公表する。

16 基本協定の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国を相手方として、別添の「資料3 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）に基づき、基本協定を締結しなければならない。ただし、経理局長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17 事業者の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社となる事業者を次の18に掲げる事業契約の締結時まで設立するとともに、コンソーシアムの構成員は、事業者に対して出資するものとする。なお、コンソーシアムの構成員の事業者に対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）を参照のこと。

18 事業契約の締結

- (1) 事業契約書作成の要否等 事業契約書（案）により作成するものとする。
- (2) 事業契約書の締結
事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、国を相手方として、事業契約書（案）により事業契約を締結しなければならない。ただし、経理局長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 契約金額
契約金額は、入札書に記載された金額とする。

19 手続における交渉の有無

無

20 支払条件

事業契約書（案）の別紙4「事業費の算定及び支払方法」を参照のこと。

21 建設工事保険等付保の要否

要求水準書第5章第2節第3を参照のこと。

22 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

23 苦情申立て

本件入札における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

25 その他

- (1) 本件入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札説明書等を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

- (4) 本件入札において提出する競争参加資格確認申請書又はすべての資料に虚偽の記載をした場合には、最高裁判所措置要領及び関東地方整備局措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業計画事項については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業計画事項を認めることにより、本事業の実施に関する選定事業者の責任が軽減されるものではない。

26 添付書類

入札説明書の添付資料は次のとおりである。

- | | | |
|------|----------------------|-----------|
| 別紙 1 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 | 個別質問回答手続 |
| 別紙 2 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 | 入札価格の算定方法 |
| 別紙 3 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 | 事業者選定基準 |
| 別紙 4 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 | 提出書類の記載要領 |
| 別紙 5 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業 | 提出書類の様式集 |
-
- | | |
|------|----------------------------------------|
| 資料 1 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する基本計画 |
| 資料 2 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する要求水準書 |
| 資料 3 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する基本協定書（案） |
| 資料 4 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する事業契約書（案） |
| 資料 5 | 東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業に関する国有財産無償貸付契約書（案） |

なお、入札説明書等は、CD-Rに収録し、次の要領で交付する。

- (1) 交付期間 平成 18 年 4 月 24 日（月）から平成 18 年 8 月 17 日（木）までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 交付場所 上記 5 に同じ。